



事業継続支援事業2023

第2弾

エネルギー価格や物価高騰等の長期化は、市内中小・小規模事業者に業種業態を問わず広い範囲で影響が及んでおり、**売上**または**利益**が大幅に減少した事業者に対して、引き続き直接的な支援をすることにより、市内中小・小規模事業者の事業活動への影響を最小限に抑えるため支援を行います。

支援内容

複数店舗経営、法人、個人に関わらず、1事業者あたり**10万円**を給付します。(1事業者1回限り)

対象者

市内に主たる事業所がある中小、小規模事業者

《法人の場合》

- 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
定めがない法人の場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
- 苫小牧市内に本店または支店登記を行っている、もしくは法人税の納税地(本店又は主たる事業所の所在地等)が苫小牧市であること。

《個人の場合》

- 住所又は、所得税の納税地が苫小牧市であること。

対象要件

- 令和5年10月から令和6年1月までの対象期間のうち、以下のどちらか一つに該当すること。

1 対象期間のうちのひと月の売上が、令和元年(2019年)10月から令和5年(2023年)1月までのいずれか1年との同月比で30%以上減少した月があること。

2 対象期間のうちのひと月の仕入れ額または経費が、令和元年(2019年)10月から令和5年(2023年)1月までのいずれか1年の同月を超え、かつ利益(売上一仕入れ額または経費)が10%以上減少していること。

※ 令和4年10月から令和5年12月までの間に新規創業した事業者については、創業以降の任意のひと月と、その月以降の対象期間のいずれかの月との比較でも可とする。

【申請期限】 令和6年2月29日(木) ※消印有効

【申請先】 〒053-0022 苫小牧市表町5丁目11番5号 ふれんどビル テナント棟3階
苫小牧市産業経済部商業振興課 事業継続支援事業2023(第2弾) 担当

※ 郵送での申請を基本とします。郵送での申請が困難な方は窓口にご相談ください。

※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡が可能で、配達時に受取確認がされるもの)で郵送

【問い合わせ】 0144-32-6447 8:45~17:15(平日)



苫小牧市 事業継続支援事業2023（第2弾）のご案内

必要書類

1 申請書兼誓約書

- ・市ホームページ（お問い合わせ先に記載したQRコード）で御確認ください。
- ・申請書類は、〒053-0022 苫小牧市表町5丁目11番5号 ふれんどビル テナント棟3階でも配布します。

2 市内に主たる事業所があることがわかるもの

※事業継続支援事業2023を申請または給付を受けた事業者は、提出を省略できます。

【法人】・直近の法人税確定申告書の写し（別表一）

（注）確定申告書がない場合や納税地が市外の場合、履歴事項全部証明書又は定款の写しの提出にて、本店又は支店の所在地が苫小牧であることを確認。

【個人】・直近の所得税確定申告書の写し（第一表）

（注）確定申告書がない場合は、「課税証明書」や「道・市民税の申告書」の写し等、事業収入があることが確認できるもの。

・本人確認書の写し（運転免許証、パスポート、保険証等）

3 通帳の写し

※過去に本市が実施した「事業継続支援事業」の給付を受けた事業者は、振込先が同一の場合に限り、提出を省略することができます。

・支援金の振込先／金融機関名、口座番号、口座名義人（フリガナ）がわかるページ

4 令和5年10月～令和6年1月までのいずれか1か月の売上がわかる帳簿等の写し

・手書きでも可。その場合は住所と事業者名がわかるように記入をお願いします。

5 対象月の4年前までのいずれか1年の同月の売上がわかる帳簿等の写し

・手書きでも可。その場合は住所と事業者名がわかるように記入をお願いします。

※ 利益減少で申請する場合、以下の書類を追加で提出

① 申請書別紙

② 売上で提出した同年同月の仕入れ額、経費が分かる書類

（例）法人：損益計算書、法人事業概況報告書等、個人：月別明細書（各自作成）、収支内訳書、青色申告決算書等

（注）月別が無く、年間の数字を証明できる物しか無ければ、稼働月分割でひと月分とみなします。

※ 令和4年10月～令和5年12月に新規創業した事業者は、以下の期間で比較することも可

① 創業以降の任意の1カ月

② ①の翌月以降かつ令和5年10月から令和6年1月までの間の1カ月

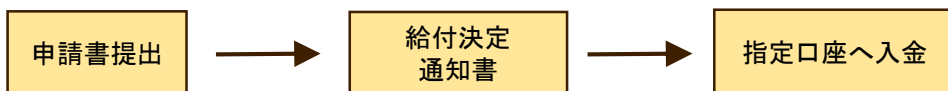
（注）その場合は創業した年月日が分かる書類（個人は開業届、法人は履歴事項全部証明書等）を提出願います。

◆ 審査過程において、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります ◆

対象外業種

- 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年苫小牧市条例第33号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者等に該当するもの
- 法人税法別表第一に規定する公共法人
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- 宗教上の組織若しくは団体
- 政治団体
- 支援事業の趣旨、目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

支援の流れ



- 申請書提出から入金までの期間は、書類の不備や審査の状況によって変わります。（通常は2週間程度）